京都府 報道発表資料

府政記者室、各広域振興局　同時資料配付

令和８年 11 月５日

狩猟の適正化に向けて一斉パトロール
～１１月１５日（日）狩猟解禁～

■京都府、京都府警、緑の指導員、猟友会等では、11 月 15 日（日）の狩猟解禁日に合わせて、銃器による事故の防止と禁止猟法の使用等に関するパトロールを府内全域で一斉に実施しますので周知をお願いします。

１　狩猟解禁について

（１）狩猟期間：令和８年 11 月 15 日（日）から令和９年２月 15 日（月）まで
　　ただし、イノシシ及びニホンジカは令和９年３月 15 日（月）まで

（２）狩猟鳥獣：46 種（鳥類 26 種、獣類 20 種）※詳細は別紙資料参照

２　一斉パトロールの実施について

（１）実 施 日：11 月 15 日（日）午前６時 30 分～午後０時 30 分
（２）場　　所：府内全域
（３）重点事項：銃猟による事故の防止
　　くくりわなの使用基準（別紙資料参照）の徹底
（４）参 加 者：京都府、京都府警、緑の指導員、猟友会等 約 100 名(38 班体制)
（５）取　　材：地域によってパトロールの時間及び参加者は異なります。詳細については、京都林務事務所（京都市内・乙訓地域）又は各広域振興局までお問い合わせください。



（パトロールの様子）

【本報道発表に関するお問合せ】
(狩猟全般に関すること)
農林水産部農村振興課　参事　藤井　TEL 075-414-5029
(パトロールに関すること)
山城広域振興局農商工連携・推進課　課長　浅野　TEL 0774-21-3212
南丹広域振興局農商工連携・推進課　課長　瓜生　TEL 0771-22-0426
中丹広域振興局農商工連携・推進課　課長　生田　TEL 0773-62-2593
丹後広域振興局農商工連携・推進課　課長　太田　TEL 0772-62-4310
京都林務事務所　次長　田中　TEL 075-451-5724



＜別紙＞

1　狩猟鳥獣（鳥獣保護管理法施行規則により選定）

鳥類26種	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ムクドリ、エゾライチョウ、コジュケイ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く)、キジ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラス、ヤマシギ、カワウ
獣類20種	ノウサギ、ユキウサギ、タイワンリス、シマリス、ツキノワグマ、ヒグマ、アライグマ、ミンク、ハクビシン、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、タヌキ、キツネ、ニホンジカ、テン（亜種ツシマテンを除く）、イタチ（オス）、シベリアイタチ、アナグマ

ただし京都府内では下記の狩猟鳥獣を除く。
※ヤマドリ・キジのメス…環境大臣により、全国一円で狩猟禁止
※ヤマシギ及びクロガモ…京都府知事により、府内一円で狩猟禁止

2　くくりわなの使用基準（禁止猟法）

対象となる鳥獣	禁止された猟法
イノシシ、ニホンジカ	次の要件に一つでも該当するもの ・輪の直径が12センチメートルを超えるもの ・締付け防止金具が装着されていないもの ・よりもどしが装着されていないもの ・ワイヤーの直径が４ミリメートル未満であるもの ※ただし、輪の直径の制限は次に掲げる市町村の区域に限り解除する。 京都市（北区、左京区及び右京区を除く）、向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町及び相楽郡南山城村
鳥類、イノシシ、ニホンジカ、ヒグマ、ツキノワグマを除く狩猟鳥獣	次の要件に一つでも該当するもの ・輪の直径が12センチメートルを超えるもの ・締付け防止金具が装着されていないもの